

専決 37号

令和6年10月3日

松山市長 野 志 克 仁

令和6年度松山市一般会計補正予算（第8号）を定める専決処分について

衆議院の解散が表明されたことに伴い、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を執行することとなったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものである。

記

令和6年度松山市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135,837千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ230,251,697千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
17 県支出金		17,405,567 千円	135,837 千円	17,541,404 千円
	3 委託金	952,346	135,837	1,088,183
歳入合計		230,115,860	135,837	230,251,697

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		17,829,811 千円	135,837 千円	17,965,648 千円
	4 選挙費	92,873	135,837	228,710
歳出合計		230,115,860	135,837	230,251,697